

障害者総合支援法等のサービス利用について

障害者総合支援法（ ）の福祉サービスは、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際の手続きが異なります。

また、障がいのある児童の通所サービスは、平成24年4月の児童福祉法等の改正により、「障害児通所支援」としてサービス体系が再編されました。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

1. 障害福祉サービス

(1) サービスの種類

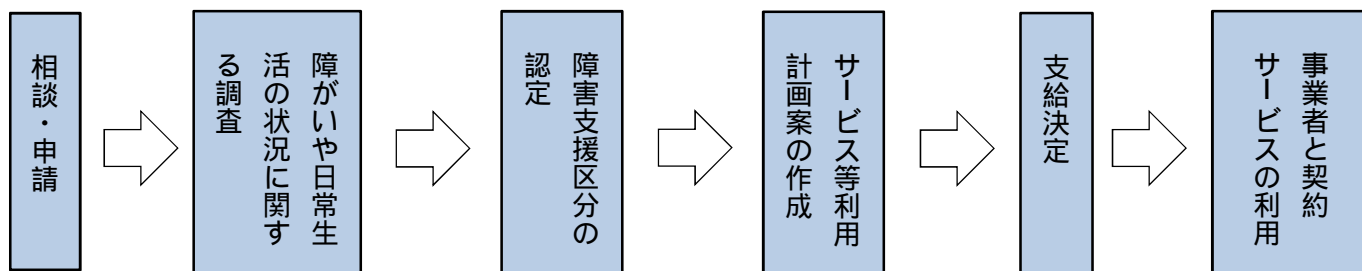
介護給付

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等及び調理、洗濯及び掃除等の家事及び通院等の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人、重度の知的障がい者・精神障がい者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付

サービス名	サービス内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助等を利用した後、単身等で自立した日常生活を営む上での問題に対する支援が見込めない人に、訪問や相談対応により日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。
就労定着支援	一定期間、生活介護・自立訓練・就労移行支援及び就労継続支援を利用した後、一般企業に雇用された人に、雇用に伴う日常生活または社会生活の問題に関する支援を行います。

(2)障害福祉サービス利用の手続き



サービス利用の相談については、障害福祉課または計画相談支援事業所（P77参照）で行ってください。障がい者の心身の状況を判定するため、80項目の調査を行います。介護給付サービスの利用を希望する場合は、医師意見書も必要となります。

審査会で障害支援区分の認定を行います。希望するサービスが訓練等給付のみの場合は、審査会での認定は不要です。

利用するサービスの種類や量について、計画案を作成します。このサービス等利用計画案作成は、計画相談支援事業所が行います。

サービス等利用計画案を参考にサービスの支給決定を行い、障害福祉課から障害福祉サービス受給者証を送付します。受給者証をもって、利用するサービス事業者と契約を行い、サービスの利用を開始します。またその際には、事業者から契約内容を受給者証に記載してもらう必要があります。

から まで、およそ2ヵ月かかります。

(3)障害福祉サービスの利用者負担額について

月ごとの利用者負担額について

障害福祉サービスは原則として1割の定率負担となりますが、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	サービス利用者が障がい児（18歳未満）の場合 市町村民税課税世帯（市民税所得割28万円未満）	4,600円
	サービス利用者が障がい者（18歳以上）の場合 市町村民税課税世帯（市民税所得割16万円未満） 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、課税世帯の場合「一般2」の区分になります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児（18歳未満。ただし、施設に入所する18、19歳を含む。）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

同月内に他のサービス（障害児通所支援、地域生活支援事業、補装具費支給制度）を利用し、月額負担上限額を超過した場合は、障害福祉課に領収書等を添えて申請していただくと、上限超過額の返金を受けられる場合があります。

療養介護を利用する場合（医療型個別減免）

療養介護を利用する方は、医療費と食費の減免を受けることができます。

20歳以上の入所者で低所得者（市町村民税非課税世帯）の方は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担が減免されます。

【例】療養介護利用者（平均事業費：福祉22.9万円、医療41.4万円） 障害基礎年金1級受給者（年金月額82,508円）の場合

20歳以上の施設入所者等の医療型個別減免			
認定収入額（82,508円）			
手元に残る額		負担額	
其他生活費（1） （28,000円）	福祉部分負担相当額（2） （22,900円）	食事療養費負担額 （14,880円）	医療費部分利用者負担額 （24,600円）
1 その他生活費 に該当しない方...25,000円 障害基礎年金1級受給者、60～64歳の方、65歳以上で療養介護を利用する方...28,000円			
2 計算上は、事業費（福祉）の1割とする。			

入所施設を利用する場合（補足給付）

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、58,000円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、20歳以上の入所者で低所得者（市町村民税非課税世帯）の方については、費用の基準額を58,000円として設定し、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

【例】入所施設利用者（障害基礎年金1級受給者（年金月額82,508円、事業費350,000円の場合））

20歳以上の施設入所者等の補足給付			
手元に残る額		実費負担	
自己負担額（2） 7,920円	其他生活費（1） 28,000円	食費、光熱水費 46,587円	補足給付 11,413円
障害基礎年金収入（82,508円）+補足給付（11,413円）			
1 障害基礎年金1級の者は其他生活費（25,000円）に3,000円加算して計算 2 $(82,508円 - 66,667円(定額)) \times 50\%$			

グループホームを利用する場合（補足給付）

グループホームの利用者（生活保護または低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

家賃額	補足給付額
1万円未満	実費
1万円以上	1万円

2. 地域生活支援事業

(1) サービスの種類

サービス名	サービス内容
意思疎通支援	聴覚や視覚などの障がいのために意思の疎通を図ることに支障がある人を対象に、手話通訳者または要約筆記者の派遣（P 17 参照）や、市役所（障害福祉課）に手話通訳者の配置をしています。
日常生活用具の給付	障がいのある人の日常生活の手助けをする用具等の給付を行います（P 16 参照）。
移動支援 （ガイドヘルプ）	屋外での移動に著しい制限のある全身性障がい者（児）、知的障がい者（児）または一人での外出が困難である精神障がい者（児）の方などを対象に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	在宅の障がい者を対象とし、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を提供することにより、障がい者の地域生活の支援を行います。
日中一時支援	障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息や、障がい者等の家族の就労支援のために、障がい者等の日中における活動の場を提供します。
訪問入浴	自宅で入浴が困難な重度の身体障がい者（児）を対象に、訪問により入浴サービスを提供します。

(2) 地域生活支援事業サービスの利用について

移動支援、日中一時支援、訪問入浴の利用については、市役所障害福祉課または計画相談支援事業所（P 77 参照）にご相談ください。

地域活動支援センターの利用については、利用を希望する事業所にご相談ください。

その他のサービスについては、各参照ページをご覧ください。

(3) 地域生活支援事業の利用者負担額について

利用者負担が生じないサービスもありますが、原則として1割の定率負担です。移動支援、日中一時支援、訪問入浴については、障害福祉サービスと同様の月額負担上限額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	サービス利用者が障がい児（18歳未満）の場合 市町村民税課税世帯（市民税所得割28万円未満）	4,600円
	サービス利用者が障がい者（18歳以上）の場合 市町村民税課税世帯（市民税所得割16万円未満）	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障がいのある方とその配偶者
障がい児（18歳未満。ただし、施設に入所する18、19歳を含む。）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

同月内に他のサービス（障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具費支給制度）を利用し、月額負担上限額を超過した場合は、障害福祉課に領収書等を添えて申請していただくと、上限超過額の返金を受けられる場合があります。

3. 障害児に対する支援

(1) サービスの種類

	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由がある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	人工呼吸器装着その他日常的に医療を要する状態にある児童、重い疾病のため感染症にかかるおそれがあり外出が困難な児童等に対し、満18歳に達するまで居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
	放課後等デイサービス	就学児童（幼稚園、大学を除く）に、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
	保育所等訪問支援	専門職員が障がいのある児童が通う保育所、幼稚園、小学校などを訪問し、集団での生活に必要な訓練や、スタッフへの助言などを行います。
障害児入所支援	医療型障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び知識や技能の付与並びに治療を行います。
	福祉型障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び知識や技能の付与を行います。

(2) 障害児通所支援の利用について

障害児通所支援の利用については市役所障害福祉課または計画相談支援事業所（P77参照）にご相談ください。

(3) 障害児通所支援の利用者負担額について

月ごとの利用者負担額について

障害児通所支援は原則として1割の定率負担となりますが、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（市民税所得割28万円未満）	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

3歳を迎えた翌年の4月から就学前（3年間）が幼児教育無償化の対象となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
障がい児（18歳未満。ただし、施設に入所する18、19歳を含む。）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

同月内に他のサービス（障害福祉サービス、地域生活支援事業、補装具費支給制度）を利用し、月額負担上限額を超過した場合は、障害福祉課に領収書等を添えて申請していただくと、上限超過額の返金を受けられる場合があります。

医療型障害児入所施設を利用する場合（医療型個別減免）

医療型障害児入所施設を利用する方は、医療費と食費の減免を受けることができます。

地域で子供を養育する世帯と同程度の負担となるよう、負担限度額を設定し、限度額を上回る額について、減免を行います。

【例】医療型障害児入所施設利用者（平均事業費：福祉22.9万円、医療41.4万円）一般1の場合

20歳未満の施設入所者等の医療型個別減免			
地域で子供を育てるのに必要な費用（1） (50,000円)			
		負担額	減免額
その他生活費（2） (34,000円)	福祉部分負担相当額（3） (22,900円)	医療部分利用者負担額 (40,200円)	医療費部分利用者負担額 (24,180円)
1 低所得世帯、一般1は5万円、一般2は7.9万円 2 18歳以上は25,000円、18歳未満は34,000円 3 計算上は、事業費（福祉）の1割とし、15,000円を超える場合は15,000円として計算する。			

福祉型障害児入所施設を利用する場合（補足給付）

地域で子供を養育する費用と同様の負担となるように補足給付が行われます。

【例】福祉型障害児入所施設利用者（平均事業費：18.6万円）一般1の場合

20歳未満の施設入所者等の補足給付		
地域で子供を育てるのに必要な費用（1） (50,000円)		
		補足給付額
その他生活費（2） (34,000円)	福祉部分負担相当額（3） (18,600円)	食費等 (58,000円)
1 低所得世帯、一般1は5万円、一般2は7.9万円 2 18歳以上は25,000円、18歳未満は34,000円 3 計算上は、事業費（福祉）の1割とし、15,000円を超える場合は15,000円として計算する。		

4. 相談支援

(1) サービスの種類

サービス名	サービス内容
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
計画相談支援	障害福祉サービスの利用を希望する障がい者等から聞き取りを行い、障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画を作成します。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児及びその保護者から聞き取りを行い、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画を作成します。

(2) 相談支援の利用者負担額について

利用者負担はありません。

5. 自立支援医療

(1) 概要

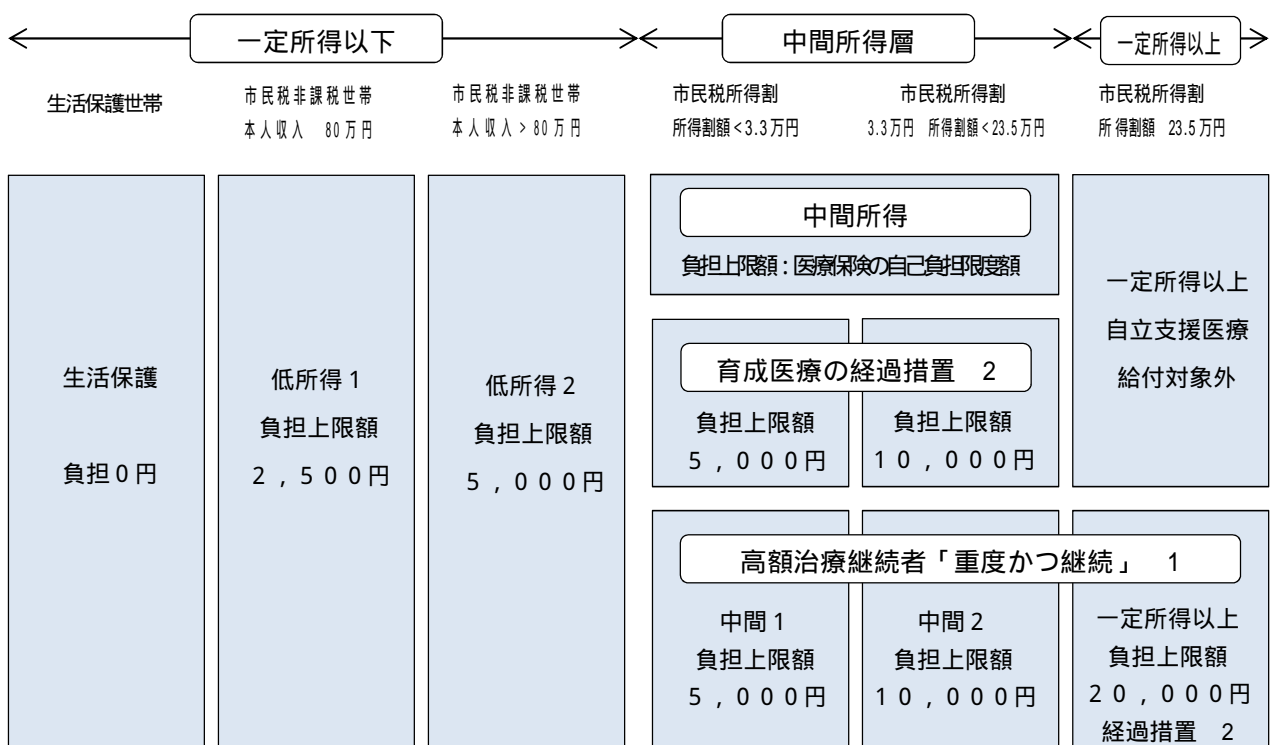
更生医療（P 8 参照）、育成医療（P 9 参照）、精神通院医療（P 10 参照）の対象となる人について、その医療費の負担を軽減するものです。

対象となる医療については、上記の該当ページを参考にしてください。

(2) 給付水準

世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に下記のとおり上限額を設定（ひと月の負担が上限額に満たない場合は1割負担となります。）

また、入院時の食事療養費または生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担です。精神通院医療については、入院医療は対象外です。



1 高額治療継続者「重度かつ継続」の範囲については以下のとおりです。

疾病、症状等から対象となる者。

【例】更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る。）

肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）

精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害もしくは薬物関連障害（依存症等）の者または集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。

疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者。医療保険の多数該当の者。

2 育成医療の経過措置は、高額治療継続者（「重度かつ継続」の所得区分に該当する人）に対する経過措置に加えて、「中間所得層」に該当する人に対する経過措置を講じています。

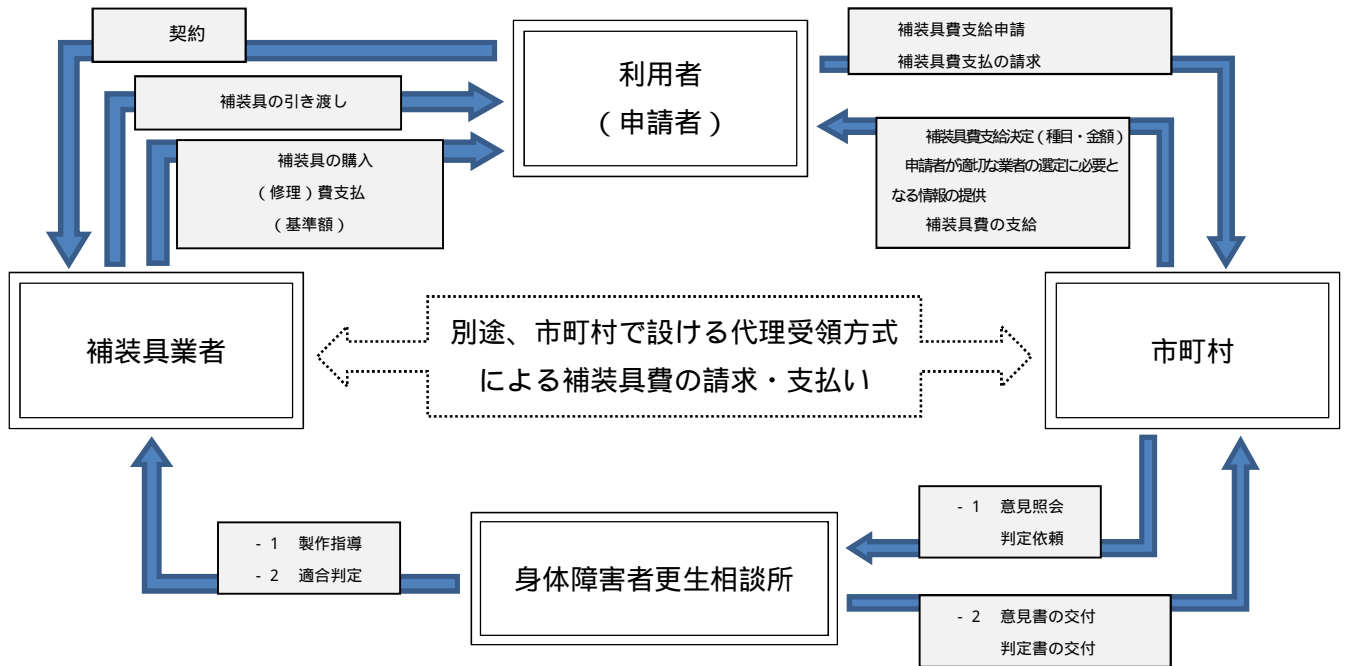
6. 補装具費支給制度

(1) 概要

身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具について購入、修理をする費用を給付するものです。各用具に応じた基準額の範囲内において1割の定率負担となります。基準額を超える費用については全額自己負担となります。

購入、修理前に申請を行う制度ですので、ご注意ください（P15参照）。

(2) 補装具制度の仕組み



(3) 補装具の利用者負担額

補装具は原則として1割の定率負担となります。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(市民税所得割46万円以上の世帯は支給対象外)	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者	障がいのある方とその配偶者
18歳未満の障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

同月内に他のサービス(障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業)を利用し、月額負担上限額を超過した場合は、障害福祉課に領収書等を添えて申請していただくと、上限超過額の返金を受けられる場合があります。